

戦後日本の子どもから障害児を分けない教育の史的 研究

久米, 祐子

<https://hdl.handle.net/2324/4474915>

出版情報 : 九州大学, 2020, 博士 (教育学), 課程博士
バージョン :
権利関係 :

氏 名	久米 祐子			
論 文 名	戦後日本の子どもから障害児を分けない教育の史的研究			
論文調査委員	主 査	九州大学 教授	野々村 淑子	
	副 査	九州大学 教授	木村 政伸	
	副 査	九州大学 教授	田上 哲	
	副 査	九州大学 准教授	江口 潔	
	副 査	九州大学 准教授	山下 亜紀子	

論 文 審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文は、障害児を含む多様な子どもが学ぶ教育実践を、戦後占領期にガイダンスの翻訳語として定着した生活指導や、1970年代の大阪府豊中市の共同教育、東京都町田市の共育等に見出し、その経緯と詳細、意義を考察したものである。障害児教育史においては、1979年の養護学校義務化政令を到達点、または起点とし、一方では障害児の教育を受ける権利の保障運動や制度化の歴史、他方で義務教育への障害児の分離を伴う包摂に対する反対運動の歴史が書かれてきた。それに対し本研究は、心身の障害を有する子どもやその他様々な背景をもつ子どもが共に学ぶ実践、すなわち「分けない教育」が、養護学校義務化以前より普通教育として行われていたことを明らかにした。同時に、養護学校義務化が当時推進された優生政策の一環として実施され、小・中学校教育から障害児を分離し、特殊学級及び養護学校への吸収・隔離が制度化した経緯を解明した。換言すれば、養護学校義務化は「分ける教育」の成立を意味するとともに、障害児教育史が、普通教育としての学校史とは別箇に語られるようになる契機となったといえる。以上により、本研究は、現代においてインクルーシブ教育と言われる教育の前段階に繋がる「分けない教育」の系譜を辿り、それが普通教育として実践されていたことを詳らかにしたという点で、従来の研究への批判的かつ独創的な貢献を果たしたといえる。

よって、本論文は博士（教育学）の学位に値するものと認める。